

# 仕 様 書

札幌市(以下「委託者」という。)と複写サービス提供者(以下「受託者」という。)とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

## 1 業務の名称

令和8年度中央区土木部複写サービス業務

## 2 複写サービス契約の趣旨

この複写サービス契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、及び複写サービスに必要な消耗品(用紙、ステープル針を除く。)を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

## 3 複写機設置台数及び設置場所

(1) 設置台数 2台(同一品)

(2) 設置場所

中央区土木部維持管理課(札幌市中央区北12条西23丁目S.D.C.北12条ビル2階)

## 4 設置機種の仕様

仕様については別紙のとおりとする。

## 5 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31までの単年度契約とし、自動更新は行わないものとする。

## 6 複写サービス料金

(1) 複写品1枚当たりの単価を定める。

(2) 料金は機器1台ごとの複写カウントに複写品1枚当たりの単価(消費税及び地方消費税の額を含む。)を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨て。)とする。

(3) 複写品 カウントは、片面複写は1枚、両面複写は2枚とする。

また、1か月間の総複写品カウントから、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品のカウントは控除する。

(4) 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

## 7 複写サービス料金の請求

(1) 受託者は、毎月末に当月分の複写品の数量を委託者の係員の確認を受けて算出し、完了届を提出する。

また、翌月の10日までに複写サービス料金を委託者の指定する請求書により委託者に対して請求するものとする。

(2) 複写品の数量の算出に当たっては、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品分及び受託者が複写機の保守により使用した複写品分を控除した数値を請求カウントとする。

## 8 複写機の保守

- (1) 受託者は、複写機を委託者が常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行わなければならない。
- (2) 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- (3) 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者受託者協議の上これを行うものとする。
- (4) 業務の履行に当たり、技術上の関係から一般的にメーカー（保守を担当するメーカーの関連会社を含む。）が対応する部分については、当該会社への再委託を認める。この場合において、受注者は、契約締結後再委託先を申し出ること。

## 9 消耗品の供給

受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

## 10 複写機及び消耗品の所有権

- (1) 複写機及び消耗品の所有権は受託者に属し、委託者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。
- (2) 委託者は、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用するような行為をしてはならない。

## 11 複写機の移動

複写機の移動は、原則として受託者の責任と負担で行うものとする。ただし、委託者の都合による場合で特別な費用を要するときは、受託者は委託者に対して、その費用を請求することができる。

## 12 保険

受託者は、複写機について、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。

## 13 損害賠償

- (1) 受託者は、委託者が故意又は重大な過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を委託者に対して請求することができる。
- (2) 前項の場合において、動産総合保険で補償された損害に対しては、前項の規定に関わらず、受託者は委託者に対して請求しない。

## 14 秘密の保持

受託者は、保守の実施に当たって知り得た委託者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

## 15 料金改定

契約期間中において法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要が生じた場合は、委託者又は受託者は料金改定

日の1か月前までに書面にて料金の改定を相手方に通知し、委託者受託者協議の上料金を決定する。

#### 16 契約の解除

- (1) 委託者又は受託者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合は、文書によって通告しこの契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、この契約が解除された場合は、委託者又は受託者は、これによって生じた相手方の損害についてはその責めを負わない。

#### 17 複写機及び消耗品の返還

受託者は、この契約が終了し、又は契約を解除した場合は、複写機及び未使用の消耗品を速やかに引き取らなければならない。

## 別紙

### 1 設置機種の仕様

- (1) 複写方式は、乾式静電転写方式であること。
- (2) 型式は、コンソールタイプ(据え置き型)であること。
- (3) 25%～400%の拡大及び各用紙サイズに適応する縮小機能を確保していること。
- (4) 自動両面複写に対応していること。
- (5) 月間の複写カウント数が最高 3,000 カウント(1台分)の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること。
- (6) 手差し給紙は、B5サイズからA3サイズまでの用紙の給紙ができること。
- (7) 手差し給紙を除き前面給紙方式とし、4段以上の給紙トレイを備え、そのうち少なくとも2段以上はA3サイズからB5サイズまで任意に変更可能であること。また、給紙容量は合計3,000枚以上であること。
- (8) 原稿が同時に100枚以上セットできる自動(両面)原稿送り装置を装備していること。
- (9) 複写速度はA4横(短辺送り)で1分間に 65 枚以上であること。
- (10) フィニッシャーを装備し、2,000枚まで排紙可能であること。
- (11) 50部数以上の丁合機能(ステープル機能付)を有していること。
- (12) ウォームアップタイムは30秒以下であること。
- (13) A4のファーストコピータイムは3.5秒以下であること。
- (14) 設置場所の制限により、最大で幅1,600mm、奥行850mm(オプション含む)程度以内とすること。
- (15) グリーン購入法に適合すること。

### 2 その他

- (1) 年間複写予定カウント総数はモノクロ42,000カウントとする。ただし、この予定数量は、令和6年度及び令和7年度実績から算出したもので、本業務の履行に当たり保証するものではない。
- (2) 供給電力は100V15Aとする。
- (3) 設置する機器は必ずしも「工場出荷品(新品)」であることを要しないが、品質が安定していること
- (4) 複写機は、令和8年4月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。